

開 会 午前10時

●佐藤 綾委員長 ただいまから、厚生委員会を開会いたします。

報告事項は、特にございませぬ。

それでは、議事に入ります。

最初に、議案第30号 札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例等の一部を改正する条例案を議題とし、理事者から補足説明を受けます。

●成澤障がい保健福祉部長 私から、議案第30号 札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例等の一部を改正する条例案についてご説明をいたします。

市長提出議案等①の50ページをご覧ください。

これは、障害者総合支援法、児童福祉法、内閣府令及び厚生労働省令の一部改正が施行されることに合わせ、関係する条例を改正するものであります。

改正内容につきましては、法及び省令の改正と同様の内容を定めることとしており、主立ったものとしたしまして、利用者の意思決定に対する配慮や地域社会への参加を推進するための取組を新たに定めるなどの規定整備を行うものでございます。

●佐藤 綾委員長 それでは、質疑を行います。

●うるしはら直子委員 私からは、議案第30号 札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例等の一部改正において新たに規定される、障がいのある方への就労選択支援について質問いたします。

近年、就労継続支援の事業所で支援を受けながら働く障がいのある方が増えております。

令和5年度補正予算においても、就労継続支援B型において、利用者数の増加などによって当初の見込みを上回っていると聞いており、障がいのある方の働く環境を整えていくことは共生社会の

実現に向けて重要だと考えております。

そのような中、障害者総合支援法の改正に伴い、就労選択支援という新しいサービスが新設されることになりました。

就労選択支援は、2025年10月に施行され、それ以降、就労継続支援B型の利用申請前に原則として就労選択支援におけるアセスメントを受けることとなります。

また、2027年7月からは、就労継続支援A型を利用する場合にも就労選択支援を利用することとなります。

そこでまず、質問ですが、就労選択支援が新設されることになった背景と目的について伺います。

●成澤障がい保健福祉部長 就労選択支援が新設されることになった背景と目的についてお答えいたします。

国の社会保障審議会障害者部会におきまして、現行の就労系サービスの利用に当たって、障がい者本人の就労能力と適正の客観的な評価や、一般就労の可能性が十分に把握されず適切なサービスにつなげられていないことが指摘されております。

また、一度サービスの利用が始まりますと、その後、障がいのある方のニーズや能力に変化があっても、現在受けているサービスが固定化されてしまいやすいことなども指摘をされており、札幌市においても同様の課題があると認識をしているところでございます。

こうした課題を受けまして、国において新しい障害福祉サービスとして、本人の就労意向を踏まえた上で、実際に障がい者本人の作業の様子などを確認して、本人の強みや適正、能力の評価を行い、適切な支援が受けられる就労系事業所につなげることを目的に、今回の法改正で就労選択支援が新設されたものであります。

●うるしはら直子委員 背景、そして、目的については分かりました。

障がいのある方が、本人の強みですとか、適正、能力と意向を踏まえた上で適切なサービスが受けられるようになることは大変望ましいことと考えます。

しかし、就労選択支援が開始された後は、就労継続支援A型やB型を利用する前には原則としてアセスメントを受けなければならなくなり、この就労選択支援を行う事業所が十分になれば、障がいのある方のサービス利用に支障が出るのではないかと懸念しております。

そこで、質問ですが、就労選択支援の円滑な実施に向けてどのように取り組んでいくのか、伺います。

●成澤障がい保健福祉部長 就労選択支援の円滑な実施についてお答えをいたします。

就労選択支援の実施主体としては、就労移行支援や就労継続支援を実施している事業所で、過去3年以内に3人以上の利用者が通常の事業所に雇用されたものなどを想定しております。

また、就労選択支援を行う事業所には、一定の就労支援の経験や所定の研修を受講した就労選択支援員を配置しなければならないとされております。就労選択支援で必要とされる就労アセスメントが既存の就労移行支援や就労継続支援において行われていることから、実施主体となり得る事業所は数多く存在していると考えており、今後、情報収集を行うとともに、制度周知や研修の受講勧奨などの働きかけを行いまして、就労選択支援の円滑な実施に向け取り組んでいきたいと考えております。

●うるしはら直子委員 アセスメントに関わる方々に、一定の経験ですとか、また、就労選択支援員というものが必要だということなどが分かりました。

新たな就労選択支援のアセスメントの開始、そして、制度の施行にはまだまだ時間がありますので、私もしっかり注視していきたいと思っております。

今後は、事業所も含め、関係者のご意見などもいただきながら検討を続けていただきますようお願い申し上げます。私の質問を終わります。

●佐藤 綾委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●佐藤 綾委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●佐藤 綾委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第30号を可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●佐藤 綾委員長 異議なしと認め、議案第30号は、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第31号 札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する等の条例案を議題とし、理事者から補足説明を受けます。

●西村高齢保健福祉部長 私からは、議案第31号 札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する等の条例案についてご説明させていただきます。

これは、国における令和6年度からの指定居宅サービス等の基準の見直し等に伴いまして、それに対応する本市の介護サービス等の基準を国の基準と同様の内容に改める等の改正を行うものでございまして、関係する条例10本を改正するとともに、介護療養型医療施設の廃止に伴い、条例1本を廃止するものでございます。

●佐藤 綾委員長 それでは、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●佐藤 綾委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●佐藤 綾委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第31号を可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●佐藤 綾委員長 異議なしと認め、議案第31号は、可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第45号 令和5年度札幌市一般会計補正予算(第8号)中関係分及び議案第48号 令和5年度札幌市介護保険会計補正予算(第3号)の2件を一括議題とし、理事者から補足説明を受けます。

なお、個々にご指名はいたしませんので、順次、ご説明をお願いいたします。

●東館地域生活支援担当部長 私からは、議案第45号 令和5年度札幌市一般会計補正予算の保健福祉局総務部関係分についてご説明させていただきます。

市長提出議案等②の54ページと55ページをご覧ください。

54ページ上段の第3款 保健福祉費 第1項 社会福祉費 第1目 社会福祉総務費700万円の増額補正でございますが、こちらは、社会福祉総合センターの光熱費が原油、天然ガス等の燃料価格高騰に伴う電気料金、ガス料金の上昇によりまして、当初予算編成時の想定を上回り、健全な運営に支障を来すことから、指定管理費を増額するものでございます。

続きまして、56ページと57ページをご覧ください。

56ページ上段の第4項 生活保護費44億円の増額補正でございますが、こちらは、生活保護受給者の生活扶助費、住宅扶助費、医療扶助費が当初の想定を上回り、不足が見込まれることから、補正するものでございます。

続きまして、72ページ上段の地域福祉推進に係る債務負担行為の限度額の増額補正でございます。こちらは、札幌市成年後見推進センターの運営におきまして、令和6年度から行う新たな取組に対応するため、限度額を600万円増額するものでございます。

●阿部地域包括ケア推進担当部長 私からは、議案第45号 令和5年度札幌市一般会計補正予算(第8号)のうち所管分及び議案第48号 令和5年度介護保険会計補正予算(第3号)につきましてご説明させていただきます。

市長提出議案等②の該当ページにつきまして、一般会計は62、63ページ、介護保険会計につきましては、83ページから87ページとなります。

今回の補正予算の内容は、まず1点目として、令和5年度の保険給付費につきまして、高額介護サービス費の給付額が当初予算の見込みから伸びていることなどから、給付費全体で3億4,000万円の不足が見込まれており、その不足見込額を介護保険会計、第1款 介護保険費 第2項 保険給付費 第3目 償還サービス費として計上するものでございます。

なお、保険給付費の増額に伴い、国庫支出金等の歳入は増加しますが、第1号被保険者の保険料については連動して増加する性質ではないことから、保険料相当分の約7,700万円につきましては、介護給付費準備基金を取り崩すことにより対応いたします。

次に、2点目として、保険給付費の増額に伴い、一般会計からの繰入金が増額となりますので、一般会計においても、他会計繰入金として約4,300万円を増額するものとし、一般会計、第10款 諸支出金 第2項 他会計繰入金 第4目

介護保険会計として計上するものでございます。

●西村高齢保健福祉部長 私からは、議案第45号 令和5年度札幌市一般会計補正予算（第8号）のうち、老人福祉費についてご説明申し上げます。

市長提出議案等②の54ページ下段をご覧ください。

第3款 保健福祉費 第3項 老人福祉費 第2目 老人福祉施設費、補正額2億8,100万円についてご説明いたします。

これは、指定管理施設でございます老人福祉センター及び保養センター駒岡について、電気料金やガス料金の上昇により健全な運営に支障を来すことから、指定管理費を1,000万円増額するほか、国の交付金を活用して介護保険施設等の非常用自家発電設備の整備を支援する費用として2億7,100万円を追加計上するものでございます。

続きまして、市長提出議案等②の68ページ中段でございます。

繰越明許費に関する調書でございます。第3款 保健福祉費 第3項 老人福祉費についてご説明いたします。

まず、老人福祉施設運営10億9,300万円は、介護サービス事業所等感染症対策費でございます。いわゆるかかり増し経費において、年度末の申請分など、今年度中に執行できない額などについて繰り越すものでございます。

次に、老人福祉施設整備8億5,000万円についてでございますが、内訳といたしましては、5億6,900万円が広域型特別養護老人ホーム新築等補助金であり、3施設の工事の進捗が想定より遅れたこと、また、1,000万円が既存小規模福祉施設等スプリンクラー設備等整備補助金でございます。国の2次協議により、1事業者の内示結果に遅れが生じたことから、繰り越すものでございます。

残り2億7,100万円につきましては、先ほどご説明申し上げた介護保険施設等非常用自家発電設

備整備補助金になりますが、これにつきましては、国の予算措置の関係上、事業の年度内執行が困難であることから、繰り越すものでございます。

●成澤障がい保健福祉部長 続きまして、議案第45号のうち、障がい保健福祉部関連分についてご説明をいたします。

市長提出議案等②の54ページ上段をご覧ください。

第3款 保健福祉費 第1項 社会福祉費 第2目 障害者福祉費と第3目 障害者自立支援費です。

まず、55ページ右上の身体障害者福祉費追加400万円についてです。

指定管理施設である身体障害者福祉センターについて、電気料金の上昇により指定管理者の健全な運営に支障を来すことから、指定管理費を400万円増額するものでございます。

次に、心身障害者福祉費追加3億1,400万円についてですが、このうち3,200万円は、障がい児の入所施設、通所支援事業所及び相談支援事業所における障がい児の性被害防止のための設備導入費用を助成するものであります。

残りの2億8,200万円につきましては、平成29年度から令和3年度分の国庫負担金、道負担金の超過受領分を返還するものとなっております。

最後に、児童障害福祉事業関係費追加16億円とその下の障害福祉サービス費追加23億円については、障害福祉サービス及び障害児通所支援の利用件数や単価が想定以上に増えたことにより、予算額が不足する見込みであることから、必要な経費を追加するものでございます。

●鎌田精神保健担当部長 続きまして、私からは、議案第45号 令和5年度一般会計補正予算案のうち、ひきこもり対策推進事業の債務負担増額についてご説明いたします。

市長提案議案等②の42ページ下段のひきこもり対策推進をご覧ください。

本市では、ひきこもり地域支援センターと集団型支援拠点よりどこかを民間事業者への委託によって運営しており、令和6年度予算として1,900万円の債務負担を設定しているところですが、ひきこもり対策機能のさらなる強化を図るため、債務負担を500万円増額し、2,400万円にしたいと考えております。

●毛利保険医療部長 続きます、議案第45号一般会計補正予算のうち保健医療部関係分についてご説明をいたします。

市長提出議案等②の56ページをご覧くださいと思います。

中ほどの6 後期高齢者事業費でございます。

後期高齢者の療養給付費負担金につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合から提示された概算額を支払い、翌年度に精算する仕組みとなっております。

本議案は、令和4年度分の精算により不要と見込まれることとなった14億5,500万円を減額補正するものでございます。

●石原管理担当部長 議案第45号 令和5年度一般会計補正予算のうち、新型コロナウイルス対策関連事業費の減額補正について説明いたします。

市長提出議案等②の56ページ中段の2 予防衛生費をご覧ください。

札幌市保健所医療対策室における新型コロナウイルス感染症対策予算につきましては、令和5年度は感染症法上2類相当とした対策費を基準として計上していたところでございます。しかし、昨年5月の5類化により多くの業務が終了または縮小したことに対応し、今回、減額補正を行うものです。

減額補正の内容といたしましては、自宅療養者への食料品提供や各種検査に係る経費など、合計で210億100万円となっております。

●井上ワクチン接種担当部長 最後に、私から、議案第45号 一般会計補正予算のうち、繰越

明許費に係る保健所関係分についてご説明をいたします。

同じく、市長提出議案等②の68ページの下から3行目をご覧ください。

第3款 保健福祉費 第5項 健康衛生費でございます。

令和5年度における新型コロナウイルスワクチン接種の実施につきましては、衛生費として必要な予算を計上しているところでございますが、年度内に支払いが完了しないことが見込まれます接種費用など20億6,800万円について、令和6年度に繰り越すものでございます。

●佐藤 綾委員長 それでは、質疑を行います。

●うるしはら直子委員 再び、私から質疑させていただきます。

議案第45号のうち、障害児通所事業所等性被害防止対策設備費補助に関する補正予算について質問させていただきます。

近年、全国的に子どもが通う施設での性被害が後を絶たない状況です。子どもの性被害は人権の著しい侵害であり、被害に遭った子どもにとっては、その後の成長にも大きな影響を与えることから、対策は極めて重要と考えるところです。

こうした性被害に関して、国は、昨年7月、子どもの性被害を未然に防ぎ早期に発見するための体制を整備することを盛り込んだ緊急の対策案を取りまとめております。

また、11月には、万が一被害を受けても、そのこと自体を性被害とは認識ができない子ども、また、訴えることが難しい子どもを守るための保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業が措置されました。

これを受けまして、本市も、このたびの令和5年度補正予算において、事業所に対する性被害防止のための設備、これはカメラやパーティション等と聞いておりますけれども、これらの導入費用を補助するため3,200万円を計上しております

が、今年度中の整備、導入が難しいため、令和6年度、2024年度に繰り越すこととしております。

障がいのある子どもが利用する障害児通所支援事業所においても性被害を未然に防ぐための対策を図ることは、障がいのある子どもの安全を守り健やかな育成を支援するために不可欠と考えます。

そこでまず、質問ですが、障害児通所支援事業所における性被害防止対策の現状について伺います。

●成澤障がい保健福祉部長 障害児通所事業所等における性被害防止対策の現状についてお答えいたします。

障害児通所事業所等には性的虐待を含む虐待防止への対策が義務づけられておりまして、具体的には、虐待防止委員会の設置や職員に対する研修等を行っている状況でございます。

加えて、昨年11月にこども家庭庁が子どもの性被害防止の補正予算案を示した際に、市内の803の障害児通所支援事業所等へ性被害防止対策の設備支援に関する調査を行いまして、約6割に当たる519から回答を得たところでありまして、このうち、カメラやその他の設備を設置し、既に対策を講じているなどの理由から、今回の補助を希望しないと回答した事業所が約半数の247あったところでございます。

●うるしはら直子委員 虐待防止委員会の設置や研修を行っていること、また、国からの発令で事業所等に調査を行ったということで、現状については分かりましたが、調査の回答を得ていない事業者がまだ約4割あるということ、また、対策が講じられていない事業所も一定数あるとのことでした。

本市は事業所の数も多いですし、また、施設の規模や構造、そして、特性などによってもいろいろ違いがあると思いますので、防止対策に必要な設備も様々だと思います。

そうした事情も含めて今回の予算の1年繰り越

しであるとは受け止めておりますが、やはり、未然に防ぐという意味では早期に対策を講じるべきと思うところです。

そこで、質問ですが、今後、どのように性被害防止対策を実施していくのか、スケジュールも含めて伺います。

●成澤障がい保健福祉部長 今後の性被害防止対策の実施についてお答えいたします。

昨年の調査結果等から対象となる803の事業所のうち、約半数の426の事業所への補助を見込んでいるところであります。

本事業の実施によりまして、多くの事業所に対しまして、子どもの性被害防止に効果が見込まれる、着替えなどの際にプライバシーを保護する簡易更衣室や、性被害の抑止、記録確認のためのカメラなどの設置を進めていくことを考えております。

当該事業は国の補助事業であることから、今後、スケジュール等の情報収集に努めまして、補正予算の議決後できるだけ速やかに性被害防止対策が進むよう、メールなどで事業の周知を行うとともに、改めて性的虐待を含む虐待防止への対策を事業者に対して呼びかけていく予定でございます。

●うるしはら直子委員 今後の性被害への防止対策の進め方、また、スケジュールについても理解いたしました。

さきにも述べましたが、まだ性についての理解もない、あるいは、拒否することもできない子どもが性被害に遭うということは絶対にあってはならないことです。

本市に800以上ある事業所の多くは、そういったことなく適切なサービスが提供されていることと思いますが、そうあり続けるためにも、そして、起こさないためにも、的確な防止策というのが大事だと思います。

最後に1点、指摘と要望をさせていただきます。

ご答弁に、プライバシーを保護する更衣室とか性被害の抑止や記録確認のためのカメラなどの設置を進めていくとございました。性被害の防止、そして、抑止にもなる一方で、プライバシー保護のための個室は、同時に目が行き届かない空間にもなり得ます。そして、また、カメラは設置場所によっては死角も生まれる場合がある、今回の予算、事業所には10万円が最高と聞いておりますので、そうした予算の範囲の中でというところでは、こうした死角ですとか見えない場所ができることも想定される、こうしたことを考慮して、対策を進めるに当たっては、速やかかつ丁寧に事業所へのアドバイスですとか指導、点検というものを行っていただくようお願いしたいと思っております。

また、性被害のみならず、虐待防止についてもただいま答弁で言及いただきましたので、国からの情報なども得ながら進めていただくことをお願いいたしまして、私からの質問を終わります。

●**長屋いずみ委員** 私から、生活保護扶助費の増額補正に関わり3点質問をさせていただきます。

長期化するコロナ禍で、今年の年末年始も、市内では支援団体や民間ボランティアの方々が多様な場所で食料支援や生活相談を行ってまいりました。生活保護制度は、最後のセーフティネットとしての役割を担っております。

質問ですが、2023年度の生活保護の相談、申請や世帯類型別などについてどのような傾向が見られたのか、伺います。

●**東館地域生活支援担当部長** 2023年度の生活保護の相談、申請の状況等についてのご質問にお答えいたします。

2023年4月から11月までの累計相談件数は9,707件でございまして、過去5年間で最も多かった昨年の同時期を284件上回っております。

申請件数につきましても、同じく11月までの累計が4,611件と昨年の同時期を150件上回っており、過去10年間で最も多い状況となっております。

す。

なお、申請者の年齢階層別では、2023年度は65歳以上の高齢者の申請が全体の34%と最も多くなっているほか、30歳未満の若年層の申請がコロナ禍以降、高止まりの傾向にありまして、全体の14%を占めております。

また、世帯類型別の被保護世帯数では、65歳未満の働くことが可能な方が含まれる、いわゆるその他世帯が2020年度から増加に転じておりまして、2023年11月時点では8,904世帯と昨年同月を233世帯上回っている状況にございます。

●**長屋いずみ委員** 過去10年間で最多になっているということでしょう。

2019年10月から消費税10%への増税が実施され、所得が最も少ない10%の層の実質所得が減っております。そこに、新型コロナウイルス感染症の広がりによる雇用情勢の悪化、さらに物価高騰が追い打ちをかけて、生活に困った人が増えたのだと思うところです。

若年層について伺います。

申請理由や対応上の変化などがありましたら伺いたいと思っております。

●**東館地域生活支援担当部長** 若年層の申請理由の傾向とそれを踏まえた対応についてのご質問にお答えいたします。

30歳未満の若年層では、コロナ禍以降、住居を失った方からの申請の増加が目立ちまして、2023年度は1月までに211件となっております。

コロナ禍以前は、若年層の申請理由として傷病等が多かったのに対し、2021年度以降は住居を失った方からの申請が最も多い状況となっております。

その背景としては、札幌市ホームレス相談支援センターJOINなどによる支援が充実し、必要な場合には区の生活相談窓口適切につながるようになったことが大きいと考えてございます。

なお、こうした申請者に対しては、安定した住居確保に配慮しまして、できる限り速やかな保護

の開始に努めているところでございます。

●長屋いずみ委員 JOINの支援が充実してきたというご答弁でした。

困っているけれども、どこに行けばいいのか分からない、相談がしづらい、こういったことがないようにしていただきたいと思えます。

高齢者、特に女性は現役世代の男性との所得格差から低年金者が非常に多い状況です。さらに、2024年度の公的年金額は増額になったものの、この物価高には及びません。年金生活者を含めて、低所得者の負担は非常に大きいと思えます。

本市は、昨年末に各区で生活困窮者相談会を行っております。そこで、今後の支援の在り方としてどのようなことが課題とお考えなのか、伺います。

●東館地域生活支援担当部長 現下の様々な状況を踏まえての生活保護制度の支援の在り方についてのご質問でございます。

長引く物価高騰など、経済的に困窮している方にとって非常に厳しい状況が続いている中、生活保護制度を必要としている方が相談をためらうことなく適切に制度の利用につながる事が大切であるというふうに考えてございます。

そのため、札幌市では、生活保護の申請は国民の権利であるということについて啓発用ポスターの公共施設への掲示ですとかホームページなどにより積極的な周知に努めているところでございます。

今後も、こうした制度の啓発のほか、札幌市生活就労支援センター ステップなどの関係機関とも連携しながら、必要としている方が適切に区の生活相談窓口につながるように取り組んでまいりたいと考えております。

●長屋いずみ委員 誰もが目につく場所にポスター掲示をしていただきたいと思えます。

また、本市における単身高齢者世帯数は年々増加しております。一般世帯に占める割合は、25年にはおおむね7世帯に1世帯と見込んでおりま

す。

そこで、提案なのですが、本市には、シニア世代のための生活便利帳という生きがいくくりや暮らしを支えるサービス、施設など、高齢者の生活に関わる事業をまとめたパンフレットがあります。そこに生活保護制度についても明記するといった局内連携の工夫もしていただき、必要な人全てが利用できるような周知の徹底と、その方の状況に沿った丁寧な対応を求めて、質疑を終わります。

●佐藤 綾委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●佐藤 綾委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●佐藤 綾委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第45号中関係分及び第48号の2件を可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●佐藤 綾委員長 異議なしと認め、議案2件は、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員会を閉会いたします。

閉 会 午前10時36分